

野環第 253 号
令和3年5月21日

野洲市環境審議会 会長 様

野洲市長 栢木 進

第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

標記の事項について、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136

号）第8条第5項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）に基づき平成28年8月に第2次野洲市環境基本計画を策定し、平成29年度より環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかし開始から4年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、社会における地球温暖化対策の重要性が大きくなるなど、様々な課題が指摘されているところであります。

これらの課題に対応するためには、これまでの実績や課題などを整理したうえで、市民・事業者・行政などすべての個人・団体が本計画の下で環境活動を推進していくために、あらゆる主体の連携体制を構築して対応していくことが必要不可欠であります。

そこで、野洲市環境基本条例第8条第5項の規定により、これら
のことを踏まえた第2次野洲市環境基本計画の中間見直しを行うこと
について、貴審議会に意見を求めるものであります。

諮 問 の 趣 旨

本市では、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）に基づき平成28年8月に第2次野洲市環境基本計画を策定し、平成29年度より環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかし開始から4年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、特に社会における地球温暖化対策の重要性が大きくなるなど、様々な課題が指摘されているところであります。

これらの課題に対応するためには、これまでの実績や課題などを整理したうえで、市民・事業者・行政などすべての個人・団体が本計画の下で環境活動を推進していくために、あらゆる主体の連携体制を構築して対応していくことが必要不可欠であります。

そこで、野洲市環境基本条例第8条第5項の規定により、これらのことを踏まえた第2次野洲市環境基本計画の中間見直しを行うことについて、貴審議会に意見を求めるものであります。

